

第 6 6 4 号
平成21年8月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

○規則	番号	頁数	放置自転車等の保管について	209	15
天理市建設工事執行規則の一部を 改正する規則	17	2	○公告	番号	頁数
天理市自転車等駐車場条例施行規 則の一部を改正する規則	18	2	一般競争入札について	19	15
			一般競争入札について	20	17
			一般競争入札について	21	19
○告示	番号	頁数	一般競争入札について	22	21
放置自転車等の保管について	178	4	農用地利用集積計画について	23	23
放置自転車等の保管について	179	4	国土調査による地図及び簿冊の作 成公告	24	23
違反広告物の保管について	180	4	国土調査による地図及び簿冊の作 成公告	25	24
放置自転車等の保管について	181	5			
放置自転車等の保管について	182	5	○教育委員会	—	頁数
放置自転車等の保管について	183	6	臨時教育委員会の招集について	—	24
放置自転車等の保管について	184	6	定例教育委員会の招集について	—	24
放置自転車等の保管について	185	7			
放置自転車等の保管について	186	7	○農業委員会	—	頁数
放置自転車等の保管について	187	7	農業委員会の招集について	—	24
放置自転車等の保管について	188	8			
公示送達について	189	8	○選挙管理委員会	—	頁数
公示送達について	190	8	天理市議会議員及び天理市長の選 挙における選挙運動用自動車の使 用及びポスターの作成の公営に関 する規程の一部改正	—	25
放置自転車等の保管について	191	9	天理市長の選挙における選挙運動 用ビラの作成の公営に関する規程 の一部改正	—	36
放置自転車等の保管について	192	9	選挙人名簿に登録する者の氏名等 を記載した書面の縦覧について	—	39
放置自転車等の保管について	193	9	天理市長選挙及び天理市議会議員 補欠選挙におけるポスター掲示場 について	—	39
自転車等駐車場における放置自転 車等の保管について	194	10	天理市長選挙及び天理市議会議員 補欠選挙における選挙長及びその 職務を代理すべき者の選任につい て	—	39
公示送達について	195	10			
公示送達について	196	10			
放置自転車等の保管について	197	11			
放置自転車等の保管について	198	11			
放置自転車等の保管について	199	11			
放置自転車等の保管について	200	12			
放置自転車等の保管について	201	12			
放置自転車等の保管について	202	12			
放置自転車等の保管について	203	13			
放置自転車等の保管について	204	13			
放置自転車等の保管について	205	14			
放置自転車等の保管について	206	14			
放置自転車等の保管について	207	14			
公示送達について	208	15			

	— 頁数		— 頁数
天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじについて	— 39	天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における期日前投票所の場所について	— 40
天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務の合同について	— 39	天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙につき各投票所内における氏名等掲示順序を定めるくじについて	— 40
天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所等について	— 39	天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	— 40
天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所の場所について	— 40		

規 則

(平成21年 7 月21日揭示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月21日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第17号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第33条第 2 項中「8.25パーセント」を「3.6パーセント」に改める。

様式第 4 号建設工事請負契約書第34条第 6 項、第45条第 2 項及び第 3 項並びに第50条第 3 項中「8.25パーセント」を「3.6パーセント」に改める。

様式第 4 号建設工事請負契約書第52条第 1 項第 1 号中「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「8.25パーセント」を「3.6パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第33条第 2 項並びに様式第 4 号建設工事請負契約書第34条第 6 項、第45条第 2 項及び第 3 項、第50条第 3 項並びに第52条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(平成21年 7 月31日揭示済)

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第18号

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等駐車場条例施行規則（平成13年11月天理市規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

天理市自転車等駐車場定期利用申請書

指定管理者 様		年 月 日申請	
申請者	住所		
	氏名	電話	

次のとおり利用したいので申請します。

利用駐車場名		自転車等駐車場	
利用区分	利用者	☐ 一般 ☐ 学生	
	自転車等の種別	☐ 原動機付自転車（標識番号）	
		☐ 自転車（防犯登録番号又は車体番号）	
利用期間	☐ 1月 ☐ 3月	駐車位置	

備考 該当する☐には、レ印を記入してください。

同意書

上記申請に係る自転車等について、天理市自転車等駐車場条例第13条第2項の規定による告示の日から6月以内に引取りをしないときは、同条第3項の規定により当該自転車等が処分されることに同意します。

署名

天理市自転車等駐車場条例（抜粋）

（自転車等の撤去等）

- 第13条 指定管理者は、駐車場内に自転車等が継続して駐車されていることにより、駐車場の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者が自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等をその利用者又は所有者に返還するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の措置を講じたにもかかわらず、同項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管した自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を処分することができる。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

告 示

(平成21年 7 月 6 日揭示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 7 月 6 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 7 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月 6 日から平成21年 9 月 3 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1 台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - ィ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成21年 7 月 7 日揭示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 7 月 7 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7 月 7 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月 7 日から平成21年 9 月 4 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 7 月 8 日揭示済)

天理市告示第180号

平成21年 8 月10日 月曜日

天理市公報

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成21年 7 月 8 日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	木村建設	はり札 のぼり	10 6	永原町	H21. 6. 8	H21. 6. 8	市役所地下駐車場
2	アパマン	はり札	2	二階堂上ノ庄町・長柄町	H21. 7. 3	H21. 7. 3	
3	コウシン不動産	のぼり はり札	1 6	田部町			
4	サキスト不動産販売	のぼり	2	櫛本町			
5	三昌	はり札	1	櫛本町			
6	東新住建	はり札	1	東井戸堂町			
7	賃貸倶楽部	はり札	2	二階堂上ノ庄町			
8	nanaco	立看板	1	富堂町			
9	ならまち不動産	はり札	4	岩室町・前裁町			
10	日成ホーム	立看板 はり札	3 1	櫛本町			
11	福岡屋	立看板	4	二階堂上ノ庄町			
12	ホームサポート	のぼり	4	田部町			
13	三貴ハウス	はり札	1	櫛本町			
14	三貴ホームサービス	のぼり はり札	4 2	備前町・長柄町			

連絡先 天理市建設部都市計画課（0743 - 63 - 1001）

（平成21年 7 月 8 日 掲示済）

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月 8 日

天理市長 南 佳 策

- 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 移動日
平成21年 7 月 8 日
 - 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 略
 - 返還期間及び返還時間
 - 返還期間
平成21年 7 月 8 日から平成21年 9 月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- （以下 略）

（平成21年 7 月 9 日 掲示済）

天理市告示第182号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月 9 日

天理市長 南 佳 策

- 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 7 月 9 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月 9 日から平成21年 9 月 6 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- （以下 略）

（平成21年 7 月10日揭示済）

天理市告示第183号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 7 月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月10日から平成21年 9 月 7 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- （以下 略）

（平成21年 7 月13日揭示済）

天理市告示第184号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 7 月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7 月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月13日から平成21年 9 月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- （以下 略）

（平成21年 7 月14日揭示済）

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7 月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月14日から平成21年 9 月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 7 月15日揭示済)

天理市告示第186号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7 月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月15日から平成21年 9 月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 7 月16日揭示済)

天理市告示第187号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 7 月16日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成21年 7月16日から平成21年 9月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年 7月17日揭示済）

天理市告示第188号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月17日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 7月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成21年 7月17日から平成21年 9月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年 7月17日揭示済）

天理市告示第189号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課に保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 7月17日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成21年 7月17日揭示済）

天理市告示第190号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課に保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 7月17日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成21年 7月21日揭示済）

天理市告示第191号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7 月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月21日から平成21年 9 月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 7 月22日揭示済)

天理市告示第192号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7 月22日から平成21年 9 月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 7 月22日揭示済)

天理市告示第193号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 7 月22日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町557番地3先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成21年 7月22日から平成21年 9月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成21年 7月22日揭示済）

天理市告示第194号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 7月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成21年 7月22日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7月22日から平成22年 1月21日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの。（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話0743 - 63 - 7210
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

（平成21年 7月23日揭示済）

天理市告示第195号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成21年 7月23日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成21年 7月23日揭示済）

天理市告示第196号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成21年 7月23日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の

送達があったものとみなす。

(平成21年 7月23日揭示済)

天理市告示第197号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7月23日から平成21年 9月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 7月23日揭示済)

天理市告示第198号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7月23日
 - 3 移動対象区域
天理市田町455番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7月23日から平成21年 9月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 7月24日揭示済)

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 7月24日
- 3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 7月24日から平成21年 9月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成21年 7月27日揭示済)

天理市告示第200号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月27日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 7月27日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 7月27日から平成21年 9月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成21年 7月28日揭示済)

天理市告示第201号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 7月28日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 7月28日から平成21年 9月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成21年 7月29日揭示済)

天理市告示第202号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7月29日から平成21年 9月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 7月30日揭示済)

天理市告示第203号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 7月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7月30日から平成21年 9月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 7月31日揭示済)

天理市告示第204号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 7月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 7月31日から平成21年 9月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成21年 8 月 3 日揭示済)

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8 月 3 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 8 月 3 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 8 月 3 日から平成21年10月 1 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 8 月 4 日揭示済)

天理市告示第206号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8 月 4 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 8 月 4 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 8 月 4 日から平成21年10月 2 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 8 月 4 日揭示済)

天理市告示第207号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8 月 4 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 8 月 4 日
- 3 移動対象区域

天理市田部町510番地23先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年8月4日から平成21年10月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年8月5日揭示済)

天理市告示第208号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年8月5日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成21年8月5日揭示済)

天理市告示第209号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年8月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年8月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年8月5日から平成21年10月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

公 告

(平成21年7月7日揭示済)

天理市公告第19号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成21年7月7日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工 事 名 都市水環境整備事業污水管布設工事（公第4・24工区）

(2) 工事場所 天理市 豊田町

(3) 工事概要 工事延長

L=599.0m

小口径泥土圧推進工 HPφ 250	L = 69.5 m
低耐荷力圧入二工程推進工 VPφ 200	L = 16.0 m
鋼管鞘管ボーリング2重ケーシング推進 SPφ 400	L = 31.0 m
開削工 VUφ 200	L = 482.5 m
マンホール工	28基
汚水枳設置工	11箇所
付帯工	一式

(4) 工 期 平成22年3月25日まで

(5) 予定価格 63,313,950円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 55,086,150円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。

⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 天理技研(株)

住 所 天理市田井庄町569-1

第3 入札手続等

(1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 平成21年 7月16日（木）午後5時
- ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ。
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- （4） 質問書に対する回答は、平成21年 7月23日（木）に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- （1） 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年 2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- （2） 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- （3） 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- （4） 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- （1） 到着期限日 平成21年 8月5日（水）
- （2） 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- （1） 日時 平成21年 8月6日（木）午前9時20分から
- （2） 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- （1） 入札の回数は、1回とする。
- （2） 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- （1） 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- （2） 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- （3） 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

(平成21年 7月7日揭示済)

天理市公告第20号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年 8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成21年 7月7日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- （1） 工 事 名 都市水環境整備事業污水管布設工事(特第5工区)
- （2） 工事場所 天理市 佐保庄町・萱生町
- （3） 工事概要 工事延長 L=478.5m
開削工VUφ200 L=333.0m
低耐荷力圧入2工程推進工VPφ200 L=145.5m

マンホール工
汚水枳設置工
付帯工

12基
4箇所
一式

(4) 工 期 平成22年1月29日まで

(5) 予定価格 46,482,450円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 40,272,750円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること(契約金額2千5百万円以上の工事は、専任で配置すること。)

① 入札説明書 別表1の資格を有する者

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)西日本設計

住所 大阪市天王寺区寺田町2-5-14(奈良事務所 奈良市西木辻町121-2-501)

第3 入札手続等

(1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 平成21年7月16日(木)午後5時

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送に

よるもの等は認めません。

- (4) 質問書に対する回答は、平成21年 7月23日(木)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年 2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年 8月 5日(水)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年 8月 6日(木) 午前10時から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
- 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
- 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
- この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

(平成21年 7月 7日掲示済)

天理市公告第21号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年 8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成21年 7月 7日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 都市水環境整備事業污水管布設工事(公第1・21工区)
- (2) 工事場所 天理市 田部町
- (3) 工事概要 工事延長 L=210.7m
小口径 L=116.9m
低耐荷力圧入二工程推進工VPφ200 L=69.5m
開削工VUφ200 L=24.3m
マンホール工 6基
付帯工 一式

- (4) 工 期 平成21年12月25日まで
- (5) 予定価格 30,984,450円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 26,720,400円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること(契約金額2千5百万円以上の工事は、専任で配置すること)。
 - ① 入札説明書 別表1の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名称 (株)ウォーター・エンジニアリング
住所 大阪府中央区谷町4-4-15

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年7月7日(火)から平成21年7月16日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 平成21年7月16日(木)午後5時
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年7月23日(木)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年8月5日（水）
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年8月6日（木） 午前10時40分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

(平成21年7月7日揭示済)

天理市公告第22号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成21年7月7日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- | | | |
|-----------|-----------------------|--------------|
| (1) 工 事 名 | 天理市立二階堂小学校プール新築工事 | |
| (2) 工事場所 | 天理市 二階堂南菅田町 | |
| (3) 工事概要 | プール本体及び付属工事 | 水面積 340㎡ |
| | シャワーユニット取付 | 一式 |
| | 洗眼ユニット取付 | 一式 |
| | 管理棟新築工事 | 延床面積 181.91㎡ |
| | 日除け庇新築工事 | 延床面積 24.00㎡ |
| | 既設プール解体工事 | 水面積 237.5㎡ |
| | 機械室 | 17.21㎡ |
| | 更衣室・便所棟 | 23.98㎡ |
| | 屋外付帯工事（既設プール跡地 学校園整備） | 一式 |

上記新築解体に伴う電気、機械設備工事 一式

- (4) 工 期 平成22年3月19日まで
- (5) 予定価格 136,549,350円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 123,614,400円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成21年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
 - ① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名 称 (株)都市企画設計コンサルタント
住 所 橿原市北八木町1-1-1（天理営業所 天理市兵庫町307）

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 平成21年7月7日（火）から平成21年7月16日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 平成21年7月7日（火）から平成21年7月16日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年7月7日（火）から平成21年7月16日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 平成21年7月16日（木）午後5時
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年7月23日（木）に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年8月5日（水）
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年8月6日（木） 午前11時20分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

（平成21年7月23日揭示済）

天理市公告第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成21年7月23日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成21年8月4日揭示済）

天理市公告第24号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

天理市岸田町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成21年8月4日

天理市長 南 佳 策

記

1 地図及び簿冊の名称 天理市岸田町地籍図及び天理市岸田町地籍簿

2 地図は、平成20年3月測量、簿冊は、平成19年12月7日現在の状況により作成したものである。

- 3 閲覧期間 平成21年8月4日から
平成21年8月24日まで 21日間
- 4 閲覧場所
(1) 天理市役所3階 332会議室 (平成21年8月4日から平成21年8月24日までの期間)
(2) 岸田公民館(きずな会館) (平成21年8月8日)
(3) 市場公民館 (平成21年8月9日)
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等の訂正等の申出は、書面によることとなっているので、各自印鑑を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後4時までの間とする(ただし、市役所での閲覧は、土曜日及び日曜日を除きます。)

(平成21年8月4日揭示済)

天理市公告第25号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

天理市岸田町地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成21年8月4日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地図及び簿冊の名称 天理市岸田町地籍図及び天理市岸田町地籍簿
- 2 地図は、平成21年3月測量、簿冊は、平成20年12月10日現在の状況により作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成21年8月4日から
平成21年8月24日まで 21日間
- 4 閲覧場所
(1) 天理市役所3階 332会議室 (平成21年8月4日から平成21年8月24日までの期間)
(2) 岸田公民館(きずな会館) (平成21年8月8日)
(3) 市場公民館 (平成21年8月9日)
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等の訂正等の申出は、書面によることとなっているので、各自印鑑を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後4時までの間とする(ただし、市役所での閲覧は、土曜日及び日曜日を除きます。)

教育委員会

(平成21年7月17日揭示済)

天教告示第9号

平成21年7月23日午後3時から7月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年7月17日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

(平成21年7月29日揭示済)

天教告示第10号

平成21年8月4日午後2時30分から8月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年7月29日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

農業委員会

(平成21年7月29日揭示済)

天農委告示第7号

平成21年8月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成21年7月29日

天理市農業委員会

記

- 議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第4号 その他

選挙管理委員会

（平成21年7月8日揭示済）

天選告示第7号

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成5年8月天理市選挙管理委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

平成21年7月8日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。
- 別記第1号様式その1を次のように改める。

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 ○ ○ ○ 選挙

候補者

印

天理市選挙管理委員会

委員長

様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運送契約金額	

2 1に掲げる一般運送契約以外の契約である場合

区 分	項 目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ						
運転手の雇用						
燃 料 代						

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号及び燃料供給量を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。
(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

別記第2号様式その1を次のように改める。

その1

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

天理市選挙管理委員会

委員長

様

年 月 日執行 ○ ○ ○ 選挙
候補者 ⑩

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今 回 の 購 入 金 額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から天理市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

別記第3号様式その1を次のように改める。

その1

確認番号

自動車燃料代確認書

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

天理市選挙管理委員会

委員長



記

1 年 月 日執行 ○ ○ ○ 選挙

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、天理市に支払を請求することはできません。

別記第4号様式その1を次のように改める。

その1

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 ○ ○ ○ 選挙

候補者

印

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契 約による場合	2 左に掲げる場合以 外の場合		
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備	考
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が天理市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、天理市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 15,300円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、天理市に支払を請求することはできません。

別記第4号様式その2を次のように改める。

その2

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 ○ ○ ○ 選挙
候補者 ⑩

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が天理市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、天理市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

別記第4号様式その3を次のように改める。

その3

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 ○ ○ ○ 選挙

候補者

⑩

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が天理市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、天理市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、天理市に支払を請求することはできません。

別記第 5 号様式を次のように改める。

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日 執行 ○ ○ ○ 選挙

候補者

(印)

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスター 掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が天理市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、天理市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

301,875円+510円48銭×ポスター掲示場数

$$\frac{\text{301,875円+510円48銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

別記第6号様式その1を次のように改める。

その1

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

天理市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

記

1 請求金額 円

2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 ○ ○ ○ 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本（支）店名	
金融機関コード		支店コード	
預 金 種 目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金（番号を○で囲んでください）		
口 座 番 号	(右詰めで記入してください)		
フリガナ 口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、天理市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

その2

(ポスターの作成)

年 月 日

天理市長 様

印

記

- 別紙請求内訳書のとおり

- #### 4 候補者の氏名

- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本（支）店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金（番号を○で囲んでください）		
口座番号			（右詰めで記入してください）
フリガナ 口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、天理市に支払を請求することはできません。

別記別紙その2第2号を次のように改める。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販 売 金 額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備 考
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
年 月 日		円 〇 円 () × () =			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「販売金額(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

平成21年 8月10日 月曜日

天理市公報

附 則
この規程は、平成21年 7月 8日から施行する。

(平成21年 7月 8日揭示済)

天選告示第 8 号

天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成20年10月天理市選挙管理委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成21年 7月 8日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

別記第 4 号様式を次のように改める。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 天理市長選挙

候補者 ㊟

記

契約業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、契約業者ごとに別々に作成し、候補者から契約業者に提出してください。
- 2 契約業者が天理市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、契約業者は、天理市に支払いを請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 16,000枚
 - (2) 限度額 7円30銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額

別記様式第5号その1を次のように改める。

その1

請 求 書

天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に
関する条例第4条の規定に基づき、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

天理市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

㊟

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 天理市長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関		本（支）店	
金融機関コード		支店コード	
預 金 種 目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金（番号を○で囲んでください）		
口 座 番 号	(右詰めで記入してください)		
フリガナ			
口座名義人			

※ この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、契約業者は、天理市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

附 則

この規程は、平成21年 7 月 8 日から施行する。

(平成21年 7 月17日揭示済)

天選告示第 9 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成21年10月11日の1日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成21年 7 月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成21年 7 月17日揭示済)

天選告示第10号

平成21年10月18日執行予定の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における天理市議会議員選挙及び天理市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年10月条例第10号）第2条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成21年 7 月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成21年 7 月17日揭示済)

天選告示第11号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年 7 月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市樺本町 1504 番地 1	堀 内 靖 介	天理市西長柄町601番地	池 田 將 美

(平成21年 7 月17日揭示済)

天選告示第12号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成21年 7 月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

- 1 場所 天理市役所 5階 533会議室
- 2 日時 平成21年10月11日 午後5時15分

(平成21年 7 月17日揭示済)

天選告示第13号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成21年 7 月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

(平成21年 7 月17日揭示済)

天選告示第14号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における開票事務を併せて行う選挙

会は、次の場所及び日時に行う。

平成21年 7月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成21年10月18日 午後9時10分

(平成21年 7月17日揭示済)

天選告示第15号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成21年 7月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成21年 7月17日揭示済)

天選告示第16号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成21年 7月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成21年 7月17日揭示済)

天選告示第17号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙につき、投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成21年 7月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

- 1 場所 天理市役所 5階 533会議室
- 2 日時 平成21年10月11日 午後5時30分

(平成21年 7月17日揭示済)

天選告示第18号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成21年 7月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

別紙のとおり 略